

熊本県生活困窮者自立支援プラン推進事業 (居住支援事業) 実施要綱

1 目的

本事業は、一定の住居を持たない生活困窮者（生活困窮者自立支援法第3条第1項）に対し、一定の期間内に限り、宿泊場所の供与、食事の提供及び衣類その他日常生活を営むのに必要となる物資の貸与又は提供を行う（シェルター事業）とともに、現在の住居を失うおそれのある者であって、地域社会から孤立している者等に対し、一定の期間にわたり、訪問による必要な情報の提供及び助言、地域社会との交流の促進、住居の確保に関する援助等を行う（地域居住支援事業）ことにより、生活困窮者の自立の促進を図ることを目的とする。

2 実施主体

実施主体は、熊本県（以下「県」という。）及び八代市・荒尾市・山鹿市・菊池市・宇土市・上天草市・宇城市・阿蘇市とする。

ただし、事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施することができる者であって、社会福祉法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人その他県が適当と認める民間団体に、事業の全部又は一部を委託することができる。

なお、委託期間は、4月1日から翌年3月31日までの1年度以内とするが、業務処理状況が良好である場合は、予算の範囲内で同一の団体に5年度を超えない範囲で契約更新して委託することができる。

業務の契約事務等は県が代表して行う。

3 支援対象者

（1）シェルター事業

県内町村部及び八代市・荒尾市・山鹿市・菊池市・宇土市・上天草市・宇城市・阿蘇市に居住する、一定の住居を持たない生活困窮者で、次の①又は②のいずれかに該当する者とする。

① 次のア及びイのいずれにも該当する者

ア 本事業の利用を申請した日の属する月における収入の額（同一の世帯に属する者の収入の額を含む。）が、申請日の属する年度（申請日の属する月が4月から6月までのいずれかの月である場合にあっては、前年度）分の地方税法第295条第3項の条例で定める金額を12で除して得た額（以下「基準額」という。）及び住宅扶助基準に基づく額を合算した額以下であること。

イ 申請日における金融資産の額（同一の世帯に属する者の所有する金融資産を含む。）が、基準額に6を乗じて得た額（当該額が100万円を超える場合は100万円とする。）以下であること。

② 自立相談支援機関、県及び2に掲げる実施主体が設置する福祉事務所が、緊急性

等を勘案し支援が必要と認められる者

(2) 地域居住支援事業

県内町村部及び八代市・荒尾市・山鹿市・菊池市、宇土市・上天草市・宇城市・阿蘇市に居住する生活困窮者で、次のア又はイのいずれかに該当する者。

ア シェルター事業の退所者

イ 現在の住居を失うおそれのある生活困窮者（終夜営業店舗や知人宅等に滞在する者も含む。）であって、地域社会から孤立した状態にある者

4 事業内容

(1) シェルター事業

ア 利用者に対し宿泊場所や食事の提供を行うとともに、衣類等の日用品を支給又は貸与、及び定期的な入浴等の日常生活上必要なサービスを提供する。

イ 利用開始時及び利用期間中において定期的に健康診断及び健康医療相談を行うとともに、医療等が必要な場合は、福祉事務所又は保健所等と十分な連携の下で必要な医療等を確保する。

ウ 入所者の就労支援や生活支援は、各実施主体が設置する自立相談支援機関の支援員が行うため、これらの機関と連携する。

(2) 地域居住支援事業

シェルター事業の宿泊施設等を利用して生活困窮者や地域社会から孤立し現在の住居を失うおそれのある生活困窮者に対し、一定期間、個別に住居に訪問するなどによる見守り・生活支援を行う。

5 利用手続き

(1) 利用者選定

上記3に該当する者について、次の手続により利用者を選定するものとする。

① 自立相談支援機関が策定した自立支援計画（以下「プラン」という。）に基づき、各福祉事務所長等が支援決定する。

なお、緊急時はこの限りではなく、状況によっては支援調整会議の協議前に支援提供を可能とする。この場合、緊急的に利用を開始した後に、速やかに対象要件の確認を行うとともに、プランの記載や支援調整会議への報告を行うこと。

② 本事業の目的等について、生活困窮者に十分説明した上で、本人の意向を確認し、入所に関する同意を得ること。

③ 自立相談支援機関は、本実施要綱に定める要件を満たす者のうち、本事業による支援が適当であると判断した者について、その対応の可否を事前に事業受託者に協議すること。

(2) 自立支援プランの作成

本事業を実施するに際し、自立相談支援機関と十分連携を図りながら実施することが必要であることから、本事業の利用については、自立相談支援機関が作成するプランに

盛り込むこととする。

6 利用期間

(1) シェルター事業

本事業の利用期間は原則として3か月以内とする。

ただし、本人に対するアセスメントの状況を踏まえ、自立相談支援機関、実施地域の福祉事務所等が必要と認める場合は、6か月を超えない範囲内で自立相談支援機関と福祉事務所等が協議し定める期間とすることができる。

(2) 地域居住支援事業

1年を超えない範囲とする。なお、利用期間の終了直前の利用者の心身の状況、地域社会からの孤立の状況、生活の状況その他の状況を勘案して、県等が必要と認める場合は、延長(再利用)を可能とする。延長後の利用期間は1年を超えない期間とすること。その後、必要に応じて、あらためて状況を確認し、さらに、支援を継続することも差し支えない。ただし、支援し続けることは想定していない。

また、利用期間終了後も日常生活を円滑に営めるよう、自立相談支援機関との連携により、関係機関による見守りや生活支援など日常生活を営むのに必要な支援体制の構築を図る。

7 職員の配置

(1) シェルター事業

施設には、施設長1名以上及び夜間の警備に必要な職員を1名配置する。

(2) 地域居住支援事業

本事業の実施にあたっては、自立相談支援事業で配置された居住支援事業相談支援員(以下「居住支援員」という。)1名以上を事業実施場所に配置し、利用者に対して就労・住居確保等の支援を行うこととする。ただし、生活困窮者の数その他の状況により、他の職種と兼務するなど、地域の実情に応じた対応を行うことも可能とする。

なお、居住支援員は町村部から入所した利用者の支援を行うことを基本とし、それ以外の市部から入所した利用者については各市の自立相談支援機関の相談支援員が自立を支援する。

8 宿泊場所の供与を行う施設

(1) 施設の設置

シェルター事業において提供する宿泊場所(以下「シェルター」という。)を、県内に1箇所以上設置するものとする。

なお、設置方法は、既存建築物又は宿泊施設等を一部屋単位で借り上げる方式とする。また、シェルター1箇所当たりの利用定員は1人以上とし、借り上げた部屋数をその箇所の利用定員とするが、実施主体と協議のうえ、委託料の範囲内で、定員を超えて利用させることができるものとする。

（2）シェルターの要件

シェルターは、日照、採光、換気等利用者の保健衛生及び防災について十分配慮されたものであり、以下の要件を満たすものとする。

ア シェルターの構造

シェルターは、建築基準法に定める基準等を満たしたものであること。

イ シェルターの設備

シェルターには、次の設備を設けなければならない。

（ア）事務室

（イ）宿泊室

（ウ）浴室又はシャワー室

（エ）便所・洗面所

なお、同一シェルターにおいて、自立相談支援事業を合わせて実施する場合には、上記のほか相談室等を設けるものとする。また、宿泊施設やアパート等の一室を借り上げる方法により実施する場合や他の社会福祉施設等と設備の一部を共用すること等により当該シェルターの運営上支障が生じない場合には上記の限りでない。

（3）管理規則

シェルター施設長は、次に掲げる事項を基本として、シェルターの利用、管理等に関する必要な規則（以下「管理規則」という。）を定めることとする。

ア シェルターの設置目的に反した利用を行ってはならない。

イ シェルター内における秩序を著しく乱すような行動をとってはならない。

9 実施上の留意事項

（1）事業の実施に当たっては、「居住支援事業の運営の手引き」（令和7年4月1日社援地発0401第24号厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知）を参照すること。

（2）本事業の実施に携わる職員は、利用者のプライバシーの保護に十分配慮するとともに、業務上知り得た秘密を漏らしてはならないこと。また、利用者に対しては、性別に配慮したきめ細かな自立支援を行うとともに、必要に応じて、女性相談支援センターや女性自立支援施設等の関係施設とも十分連携すること。このほか、利用者の特性により、社会的な偏見や差別を受け弱い立場に置かれやすい者に対しては、配慮を行うこと。

（3）関係機関と個人情報を共有する場合は本人から同意を得ておくなど、個人情報の取扱いについて適切な手続きを踏まえること。

（4）シェルター事業の実施に当たっては、本人の状況に応じて、適切に就労準備支援事業等につなげができるよう、自立相談支援機関との連携を図ること。また、本人の状況に応じて、適切に生活保護につなげができるよう、自立相談支援機関とともに福祉事務所とも連携を図ること。

なお、本事業と自立相談支援事業を一体的に実施する場合には、利用者の就労促進のため、公共職業安定所による職業相談の実施等に当たって連携を図ること。

- (5) シェルター事業の実施に当たって、地域社会の理解が得られるよう、例えば、シェルターの利用者が地域の清掃活動を行う等地域住民との交流を深めるとともに、地元自治会等を含めた協議会を設けるなど、地域に密着した事業の運営が行えるよう配慮すること。
- (6) 地域居住支援事業の実施に当たって、居住支援協議会が設置されている場合は、可能な限り当該協議会に参画し、住宅部局・福祉部局等の関係機関、関係団体が連携した居住支援を行うよう連携を図ること。
- (7) 地域居住支援事業の利用者が各種生活支援サービス（配食、金銭管理、送迎・同行、家具賃貸など）を利用している場合には、契約を強要されていないか、契約内容を正しく理解しているか等を確認し、自立を阻害する状況にあると疑われる場合には、速やかに実施主体へ報告すること。
- (8) 事業開始後速やかに年間事業計画を策定し、県へ提出し協議を行うこと。計画に変更がある場合は、速やかに県に変更後の計画書を提出し協議を行うこと。

附 則

この要綱は、平成27年2月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年2月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

2 第2「予算の範囲内で同一の団体に5年度を超えない範囲で契約更新して委託することができる。」については、令和3年4月1日を起算日とする。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

2 実施主体に規定する「予算の範囲内で同一の団体に5年度を超えない範囲で契約更新して委託することができる。」については、令和8年4月1日を起算日とする。